

原議保存期間	3年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警 視 庁 公 安 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)

警 察 庁 丁 外 事 発 第 1 5 9 号
令 和 7 年 8 月 7 日
警察庁警備局外事情報部外事課長

警察庁警備局警備企画課長
警察庁警備局外事情報部国際交流対策課長
各 方 面 本 部 長

大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出対策について（通達）

平成29年から令和2年にかけて警視庁公安部外事第一課が外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)に違反するとして捜査した事案に係る国家賠償請求訴訟については、本年5月28日、東京高等裁判所において、当該捜査における逮捕や取調べ等が違法であったなどとする内容の判決が言い渡され、上告期限である6月11日の経過をもって同判決が確定した。

同判決での指摘を踏まえ、また、適正捜査をより一層推進するため、この度、下記のとおり大量破壊兵器関連物資等（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の第1から第15の項の中欄及び外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の第1の項から第15の項の中欄に掲げる貨物・技術並びに輸出貿易管理令別表第1の第16の項及び外国為替令別表第16の項に掲げる貨物・技術のうち、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（輸出注意事項24第24号・平成24・03・23貿局第1号）の1.(3)に掲げる貨物・技術をいう。）に係る不正輸出対策に当たっての基本的考え方のほか、具体的な対応要領や留意事項等を定めたので、その適正な実施に遺漏のないようにされたい。

記

1 基本的考え方

大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出については、規制対象貨物等の該非判定に専門的知識が求められ、その判断が困難である場合も多いことを踏まえ、国民の予測可能性にも配慮するため、経済産業省との役割分担を明確化し、不正輸出が疑われる事案について情報を入手した場合には、速やかに外為法の所管官庁である同省に通知し、原則として同省の対応を要請するとともに、捜査を行う場合には、同省に必要な事項を確認することとする。

2 警察庁への報告及び経済産業省との連絡・調整

(1) 警察庁への報告

都道府県警察外事担当課長は、大量破壊兵器関連物資等に関する不正輸出が疑われる事案の情報を入手した場合には、速やかに道府県警察本部長（警視庁にあっては公安部長。以下同じ。）まで報告するとともに警察庁警備局外事情報部外事課長（以下「外事課長」という。）に報告すること。

(2) 経済産業省との緊密な連絡・調整

ア 都道府県警察外事担当課長は、大量破壊兵器関連物資等に関する不正輸出が疑われる事案の情報を入手した場合には、警察庁に報告するとともに、速やかに経済産業省に通知し、原則として、調査を求め、必要に応じて、指導、警告等、同省としての対応を要請することとする。

イ 捜査を行う場合には、今次判決で指摘された諸点を踏まえ、以下の点を含めて経済産業省に確認する。

- ・ 同省における当該規制の明確な解釈
- ・ 国際輸出管理レジーム合意の原文と国内法令との齟齬の有無
- ・ 同省における当該規制の周知の状況や、過去の同種貨物の輸出行為に対する指導、勧告等の状況

ウ 都道府県警察が同省と協議を行うに当たっては、外事課の担当者が協議に参画し、必要な調整を行うこととする。

3 捜査に当たっての留意事項

(1) 捜査体制の確保

ア 捜査開始に当たっては、捜査能力、知識、経験等を勘案し、職務を的確に遂行できる人物を捜査主任官として指名すること。

イ 都道府県警察外事担当課長は、専門性が高く、緻密な分析が必要となる不正輸出に係る捜査の特性を踏まえ、捜査開始に当たって適切な人材の確保に努めること。また、捜査の展開に応じて、多数の資料分析、翻訳作業等が発生することとも想定した捜査体制の構築を図ること。

(2) 捜査会議

ア 警察本部長指揮事件として指定することが見込まれる重要事件については、別途「公安・外事部門における緻密かつ適正な捜査の徹底のための取組の推進について（通達）」（令和7年8月7日付け警察庁丙備企発第70号ほか。以下「警備局長通達」という。）により指示するとおり、重要な節目ごとに警察本部長、警備部長（警視庁を除く。）、警察本部警備部（警視庁にあっては公安部。）の庶務担当課長、外事担当課長、捜査主任官等が参加する本部長捜査会議（仮称）を開催するなどにより、実質的な捜査指揮を徹底し、緻密かつ適正な捜査を推進すること。同会議においては、警察本部長等の幹部が異動した際には、検討経過等の記録を確実に引き継ぐ仕組みとし、捜査の組織的運営を徹底すること。

イ 都道府県警察外事担当課長は、外事担当課において開催する捜査会議に定期的に参加し、個々の捜査員から直接報告、意見等を聴取し、主要な書類を確認することなどにより、捜査方針の検討が適切に行われているかを確認するなど、捜査主任官等の部下を実質的に指揮監督すること。

(3) 適正な捜査指揮の確保

ア 別途警備局長通達において指示するとおり、警備事件指導官を配置し、捜査主任官による捜査指揮が適正なものであるかについて中立的に把握させるなどにより、警察本部長等による捜査指揮を実効あるものにすること。また、警備事件指導官に本通達において指示する事項を含む緻密かつ適正な捜査、そのための教養、

公判対応等の全般的な見地から、必要な指示、指導を行わせること。

イ 捜査に当たっては、客観証拠の十分な収集及び分析、消極証拠に対する十分な検討等を確実に実施するとともに、被疑者及び関係者の供述については、関係者からの十分な聴取、供述の任意性・信用性の吟味等を確実に実施するほか、緻密かつ適正な捜査に十分留意すること。

ウ 捜査は任意捜査が原則とされていることを踏まえ、被疑者の逮捕については、慎重に検討すること。

(4) 被疑者取調べの録音・録画の実施

別途「大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出に関する捜査における録音・録画について（通達）」（令和7年8月7日付け警察庁丁外事発第160号）において指示するとおり、外為法違反事件の捜査においては、被疑者が逮捕又は勾留されているか否かにかかわらず、原則として被疑者の取調べの録音・録画を実施すること。

4 教養・研修

(1) 適正捜査に関する教養・研修

都道府県警察外事担当課長は、捜査に従事する可能性のある本部員及び警察署員に対し、計画的な職場教養等を通じて、取調べを始めとする適正な捜査の推進、公判等を見据えた刑事手続に関する指導・教養を行うこと。

(2) 専門教養・研修

ア 都道府県警察外事担当課長は、不正輸出に係る捜査の特性を踏まえ、専科教養や研修会等を開催するなどし、捜査に従事する可能性のある本部員及び警察署員を参加させ、その専門的知識及び技術の向上を図ること。

イ 都道府県警察外事担当課長は、警察庁等が主催する専科教養や、経済産業省の職員や検察官等の外部講師による講義等の教養に際し、将来警備部門における捜査を担うことが期待される者等、適切な職員を派遣すること。

5 評価等

(1) 評価

外事課長は、当該対策において、検挙に至ったか否かにとらわれることなく、経済産業省等と連携した未然防止に係る成果が認められた都道府県警察に対して、表彰等による積極的な評価を行うこととする。

(2) 好事例の共有

外事課長は、都道府県警察が実施した好事例について、全国の公安・外事部門に共有することとする。